



事務所だより

Vol.54

SUMMER
2022

編集・発行：山口法律会計事務所

〒530-0047 大阪市北区西天満1丁目7番20号 JIN・ORIXビル6階
TEL 法律部門：06-6361-3234 税務部門：06-6361-3224 FAX 法律・税務共通 06-6361-0096
ホームページ <https://yamaguchi-law.jp/> E-mail: office@yamaguchi-law.jp (2022年7月発行)



京都市京丹後市

暑中お見舞い

申し上げます

ロシアのウクライナ侵攻を機に、軍備拡張の議論が、マスコミ等にぎわせており、GNP2%の軍備費とか、核兵器の共用などという議論すらみられます。

軍拡は、相手方も当然対抗するために、さらなる軍拡に踏み切る。そして、国民の生活が犠牲にされる。これが歴史の教訓です。

日本国憲法前文は、「政府の行為によって再び戦争の惨禍が起こることのないやうにすることを決意し……」「日本国民は、恒久の平和を念願し、人間相互の関係を支配する崇高な理想を深く自覚するのであって、平和を愛する諸国民の構成と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した。」と宣言します。

そして「永久に武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する」とした憲法第9条。

政府の行為によって戦争が起こらないようにするために、先人が尊い命を懸けて残してくれた憲法前文と9条の平和主義。この素晴らしい宝物の大切さを今こそかみしめたいと思います。

二〇二二年 盛夏



あたらしい憲法のはなし
(1947年初版)

弁護士 山口健一
弁護士 斉藤真行
弁護士 山崎昌之
弁護士 東口尚吾
弁護士 藤原智絵
弁護士 藤澤諒祐
弁護士 山裕之

税理士 山裕之
事務所 一同

日本に復帰して50年。沖繩は今。

弁護士 山口 健一

沖繩が日本に復帰して50年になります。沖繩の歴史をもう一度振り返って今の沖繩を考えてみます。

琉球王国

沖繩は、もとは琉球王国という独立国でした。その象徴が「首里城」。15世紀から16世紀(日本は室町時代)に建設され、国王とその家族が居住し、王国統治の中心でもありました。

江戸時代、薩摩藩の侵攻を受け、薩摩藩が支配することになりました。薩摩藩からは、サトウキビづくりを強要され、そのすべてを薩摩藩に収奪されたため「黒糖地獄」と呼ばれていました。

それでも琉球王国はアメリカと「琉米修好条約」を結んだりして独立国として維持されていました。

日本への強制併合と日本化政策

日本は、1879年、当時中国(清)

にも従属していた琉球王国を日本の領土に組み込むために軍隊を送りこみ、併合してしまいました(琉球処分)。

そして、廃藩置県によって琉球王国は廃滅され、沖繩県が設置されました。その後の沖繩では、日本化が徹底されました。そのなかには沖繩語を禁止し、標準語を強制するという政策すら行われました。

太平洋戦争 そして沖繩戦へ

沖繩が戦場になることが予想されていた1944年8月、疎開船として沖繩から長崎へ多くの子どもたちを乗せて出港した対馬丸がアメリカ軍の攻撃を受けて沈没。1500名いた子どもたちのほとんどが死亡しました。

日本は、本土決戦を遅らせるために、沖繩を戦場にして、住民を巻き込んで戦争を進行し、その結果県民

の4人に1人が死亡し、なかには軍隊に殺された住民もいました。

米軍の統治下へ

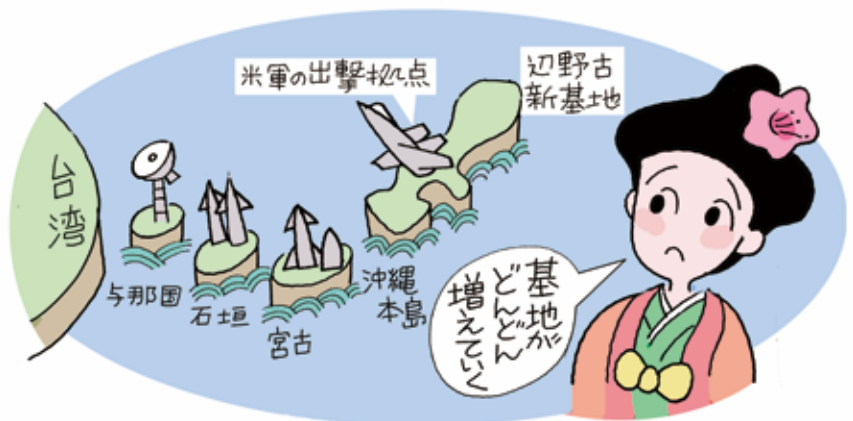
戦争が終結すると、1952年サンフランシスコ平和条約が締結されたのですが、沖繩は日本から切り離され、米軍の施政下に置かれました。

1953年からは、「銃剣とブルドーザー」と呼ばれた土地の強制収容が実施され、農民を中心に、多くの人たちが土地を奪われていきます。

平和条約締結後、日本本土では、各地にあつた米軍基地が住民の反対運動で、撤退を余儀なくされ、その分の基地機能が沖繩に移転されることになりました。基地を沖繩に押し付ける政策が行われたのです。その結果、国土面積の0・6%しかない沖繩県内に全国の70%強の在日米軍基地があるという結果になってしまいました。

沖繩の日本復帰とその後

1972年、沖繩の施政権が日本に返還されました。しかし、沖繩での米軍の刑事事件や、米軍機の墜落



等が後を絶たず、島ぐるみの基地縮小や日米地位協定の見直しを求める県民総決起大会が開かれたこともありました。しかし、米軍基地の縮小は全く進まず、かえって1996年には普天間飛行場を返還すると日米で合意したにもかかわらず、その後、沖繩の辺野古に移転すると合意、こ

れに反対する沖縄に対し、沖縄関係予算を縮減。そして辺野古移転に賛成する自治体に、国が直接援助をす

るという「アメとムチ」の政策をとって、沖縄住民の意思を踏みにじっています。

沖縄戦の終結にあたって自決した海軍司令官太田実は、「沖縄県民はかく戦えり。県民に対し後世特別の

ご高配を賜らんことを」と海軍首脳に打電しています。その願いは全く実現されていません。

「固定残業代」について

弁護士 斉藤 真行

裁判所の考え方（その一）

労働に関する相談・裁判では時間外・休日労働の割増賃金（まとめて残業代と言います）に関するものが増えています。

「固定残業代」とは

そのなかでも特に「固定残業代」の問題が目立ちます。

「固定残業代（定額残業代、とも言います）」というのはあらかじめ決めた額の残業代を、給料の一部として支払うことです。

残業代が基本給に含まれる場合と、基本給とは別の手当として支払う場合があります。

裁判所は、残業代にあたる賃金と、通常の労働時間の賃金にあたる部分とが「判別」できなければ、固定残業代とは認めません。

「基本給〇〇万円の中に残業代が含まれている」と言っても、そのうちのいくらが残業代なのか「判別」できないと固定残業代とは認められず、基本給全額が残業代を計算する際の基礎賃金になります。

裁判所の考え方（その二）

手当として支払われる固定残業代では、通常の労働時間の賃金にあたる部分（通常は基本給）とは別の手

当なので「判別」は容易なことが多いでしょう。しかし、「判別」できるだけではなく、その手当が時間外・休日労働の「対価」として支払われていることが必要です。

「対価」性があるかどうかは、契約書や契約の際の説明、実際の労働時間や勤務状況などを考慮して判断することになります。

長時間の時間外労働を

予定している場合

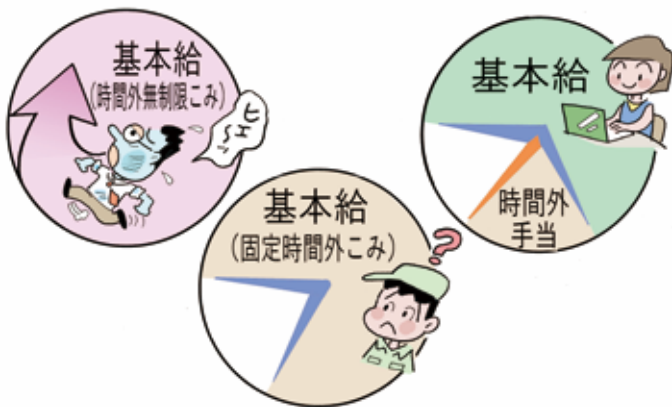
例えば月80時間分の固定残業代を無効とした裁判例があります。過労死ラインを考えたら当然ですが、「働き方改革」で残業の上限は原則月45時間ですので、今後はこのあたりが目安になるのでしょうか。

契約内容の明確化、

就業規則の周知を

固定残業代にかかわらず、労働条

件については、契約書や雇用条件通知書で契約内容を明確にすること、就業規則に規定する場合には周知を徹底することが、紛争の予防になります。



大崎事件と再審法

弁護士 山口 昌之

大崎事件とは

大崎事件をご存知でしょうか。

1979年10月12日、鹿児島県大崎町で、原口アヤ子さんの義弟が、自宅横の小屋から遺体で発見された事件で、原口さんが、元夫らと共謀して殺害したとされました。原口さんは、一貫して犯行への関与を否認しましたが、懲役10年の有罪判決を受けて確定し、服役しました。

この事件の証拠は、客観的な証拠が乏しく、ほぼ元夫ら共犯者とされた者の自白のみで有罪とされています。加えて、彼らはいずれも知的・精神的な障がいを抱えており、取調官に迎合しやすい、いわゆる「供述弱者の自白」でした。また、有罪の証拠とされた法医学者の鑑定書も、極めて信用性の低い脆弱なものでした。

再審請求

原口さんは、自らの無実を晴らすべく、再審請求を行いました。再審請求とは、一度確定した判決を覆すための手続です。

これまで、原口さんは合計4回の再審請求を行っていますが、裁判体によって判断が分かれています。第1次再審請求の第一審、第3次再審請求の第一審と控訴審は再審開始の決定をしましたが、いずれも検察官の抗告（不服申立）により、その後の裁判所が再審請求を棄却しました。これまでの再審請求で、実質的に3回の再審開始決定を受けたことは異例のことで、多くの弁護士会、弁護士がこの事件について原口さんの無実を確信しているところです。そして、2022年6月22日、第4次の再審請求について、鹿児島地方裁判所は原口さんの請求を棄却す

る決定を行いました。この決定に対し各方面から多くの批判がなされたことは言うまでもありません。

再審法の問題点

最高裁判所は、白鳥・財田川決定において、再審を開始するためには新旧全証拠を総合的に判断すること、再審手続においても「疑わしきは被告人の利益に」という刑事裁判の鉄則が適用されるという判例を出しています。

もつとも、現在の再審法では、大きく二つの点で問題があります。一つは、検察官が持っている証拠を開示させる制度がありません。通常の刑事裁判では、不十分なながらも証拠開示の手続が整備されてきました。再審手続では全く適用されませんが、再審事件においても、再審手続のなかで裁判所が検察官に証拠開示の勧告をしたところ、確定判決と矛盾する可能性のある証拠が大量に開示されたという経過もありました。もう一つは、再審開始決定に対して検察官が抗告できるという点です。これにより、不十分な手続保障のなかで非公開の手続を延々と繰り返すという現象が起きています。諸



裁判所 検察

返すという現象が起きています。諸（原口さんは95歳になりました）。諸外国では、検察官の抗告を禁止している国もあり、本来的には再審開始決定はもう一度審理をやり直すということですので、その審理のなかで検察官はしかるべき対応をすれば良いのです。

再審法改正に向けて

近時、我が国では再審開始によってえん罪により無実の罪によって服役した方がたくさんおられることが分かってきています。裁判でも必ず間違いは起こります。世の中からえん罪被害者を生まないためにも、再審法の抜本的な改正が不可欠です。

不適切な財産管理への対応策について

弁護士 東 尚吾

はじめに

「私の実家の隣地が草木で生い茂り、虫害も発生しています。誰が所有者なのか知らないが放置されたまま、この先不安です。」

「土地を貸しているが、土地上の建物の所有者が行方不明で困っています。地代も支払われません。」

不動産の管理が放置される背景はさまざまです。所有者は明らかだが管理する意欲や財力が乏しい例、共有状態で共有者間の意見が調整できない例。また、利用価値の乏しい土地や資産としての価値が乏しい土地の場合、土地の所有者が死亡しても、相続人にて相続登記を行う意欲が生じず、そのまま後々の代に至り、誰が所有者であるかもわからず誰も管理しないという例(所有者不明土地)もあります。

冒頭のご相談の場合、隣地住民や土地所有者として、例えば、不在者財産管理人制度や(相続人が不分明の場合の) 相続財産管理人制度(民法改正により「清算人」と名称変更)を申し立て、家庭裁判所に管理人(清算人)を選任してもらい、適切な管理や解決を促すことが考えられます。

また、令和5年4月1日施行予定の改正民法は、従来の財産管理制度に加え、所有者不明土地(建物)を対象とする財産管理制度として「所有者不明土地(建物)管理制度」また、仮に所有者が判明している場合でも不適切な管理が行われている場合の「管理不全土地(建物)管理制度」を新設しました。

所有者不明土地(建物)管理制度

「所有者不明土地(建物)管理制度」

は、所有者が判明しない、又は判明してもその所在が分からない土地(建物)について、必要があると認めるときに、地方裁判所が、その土地(建物)を対象として、所有者不明土地(建物)管理人による管理を命ずる処分をすることができる制度です。

所有者不明土地(建物) 管理命令により、当該土地(建物)の管理処分権は管理人に専属し、管理人はその土地(建物)を適切に管理します。適切な管理のために、当該土地(建物)の処分が必要と考えられる場合は、裁判所の許可を受けて処分することもあります。

管理不全土地(建物)管理制度

「管理不全土地(建物)管理制度」は、土地(建物)の所有者は判明しているものの所有者による土地(建物)の管理が不適當であつて、他人の権利や法律上保護された利益が侵害される(又はそのおそれがある)場合に、地方裁判所が管理不全土地(建物) 管理命令により管理人を選任することができる制度です。

所有者不明土地(建物) 管理人とは異なり、管理不全土地(建物) 管理人は、当該土地(建物)の管理処分権限を専属させるものではなく、所有権の権能の一部が移るにとどまらず、したがって、当該土地(建物)を処分する場合、裁判所の許可のために、所有者の同意が必要です。

まとめ

不適切な不動産管理を巡るトラブルは多岐に渡り、また、その対応策としての財産管理制度や、その他の手法もさまざまありますので、事案に応じた適切な選択が必要です。お悩みの方、お気軽にご相談ください。



～たまには随想を～

解決の意味を探し続けて

弁護士 藤原 智絵

返したい、相手に自分が受けた負担と同等の負担をかけさせたいと思うことは、人の抱く自然な感情です。時に、生の激情をそのまま伝えたい、どこまでも相手を追い詰めて欲しいと求められることもあります。

私たちの第一の務めは、法的なサービスを提供することです。しかし、依頼者の方に精神的な安心感、満足感を得てもらうこともまた、私たちの大事な使命です。

そうであるからこそ、解決のプロセスにおいて、依頼者の方の苦悩の前に、とるべき道の枝分かれに悩み、進んでもまたこれでいいのかを悩み、頭を抱えることも少なくありません。

事務所に入って半年も経たないころ、先輩がさらっと話した言葉です。すっと胸に落ち、その後あたたかく身体に広がりました。

紛争に身を置くと、傷つけられた分、相手から少しでも多くをとり

事案。

「良心を持たない」とさえ思われる相手方を前に、依頼者の方が悲しみ、心をつぶし、法律での対応に無力さすら覚えるとき、私は何を語り、何をすべきか。精神医学やカウンセリングの書籍をも頼りに、考え続けました。

極めて困難な事案に対応するなかで、見えてきたこと。それは、弁護士として依頼者の方の自然な感情を受け止め、その源に正面から向き合うのはもちろんのこと、紛争を乗り越えてなお、その良心が生き続けられるような地点を目指すべきではないか、ということでした。

それは時に、依頼者の方が思い描くプロセスに必ずしもそぐわないこともあります。時に、「奪いすぎる」相手方から物理的に、精神的に離れる方法を模索することをも意味します。法的な闘いを続けることが事実として可能であるとしても、その先に、良心がすり減り、苦悩を抱え続けることだけは避けたい。人が心あたたかな日々に戻れる、そのスター



ト地点が、一つの目指すべき解決ではないかと考えています。

「生命は 自分自身だけでは完結できないように つくられているらしい」

吉野弘の詩「生命は」の冒頭です。私自身もまた、解決を模索するなかで、関わるすべての方々によってつくり続けています。その日々に感謝し、今日もまた声を発します。

「どうされましたか。」

税理士制度について

税理士 山口 裕之

はじめに

税理士制度は、昭和17年に制定された税務代理士制度により始まり、いくつかの法改正を経て平成24年に70周年を迎えました。令和4年5月末日現在、全国で約8万人が税理士として登録しています。

日頃出会うことは少なく、その存在についてもあまり知られていない税理士制度についてご紹介します。

税理士法改正の経緯

戦後の民主化のなかで、所得税、法人税、相続税に申告納税制度が導入され、昭和25年にはシャープ勧告に基づく税制改革が行われました。このようなかで昭和26年、税務代理士法に代わって新たに税理士制度が制定されました。

その後、昭和31年に強制入会制となり、税理士登録を行い税理士会に

入会しなければ業務が行えないこととなりました。

また、平成26年には公認会計士の税理士資格の取得について、税法に関する研修の修了を要件とするなどさまざまな改正が行われ、現在に至ります。

税理士の仕事

【税務代理・税務書類の作成・税務相談】

税理士は納税者の代理として、確定申告書の作成や、青色申告の承認申請、税務調査の立合い、税務署の更正・決定に不服がある場合の申立てなどを行います。また、税金のことで困ったときや、税金のことを知りたいときの相談にのります。

【会計業務】

税理士業務に付随して財務書類の作成、会計帳簿の記帳代行、その他

財務に関する業務を行います。

【e-Taxの代理送信】

納税者の代理としてe-Taxを利用して、申告書を代理送信します。税理士の電子証明書があれば送信でき、納税者の電子証明書は不要です。

【補佐人として】

税務訴訟において、補佐人として訴訟代理人である弁護士とともに裁判所に出頭し、陳述を行います。

受験資格の緩和

税理士試験の受験者数の減少が続いており、平成17年度に約5万6千

人だった受験者数は、令和3年度は約2万6千人と半数以下となつていきます。

税理士試験は会計科目2科目、税法科目3科目に合格する必要があります。これまで大学等において、法学または経済学に属する科目を修了するなどの受験資格がありました。

令和4年度税制改正により、受験資格が緩和され、会計科目2科目は受験資格が不要で、誰でも受験できるようになり、税法科目も法学や経済学以外の履修でも受験可能となりました。多様な人材の確保が期待されています。

おわりに

AIの発達により今後なくなる資格の常連といわれている税理士ですが、まだまだ魅力のある資格だと思っています。健康のことでホームドクターに相談するように、税金のことは事前に税理士に相談することが賢明です。暮らしのパートナーとして、身近に相談できる税理士を見つけておけば、いつか役に立つことがあるかもしれません。





入所挨拶・自己紹介

弁護士 藤澤 諒祐
(岡山市出身)



はじめまして。今年4月20日に大阪での司法修習を終え、今年4月21日から山口法律会計事務所の一員となりました藤澤諒祐と申します。1年間の司法修習を終え、いよいよ法律家の仲間入りをする

こととなり、いつそう身が引き締まる思いです。

私が弁護士を目指そうと思ったきっかけは、私が小学生のころ、私の母が法律事務所の事務員をしており、弁護士を身近に感じていたことにあります。弁護士は法律を使っている立場にいる人を助けているといった内容の話聞き、弁護士になりたいと思うようになりました。

そして、私が興味を持っている法分野の一つに労働があるのですが、それは、弱い立場にいる人を助けるためにはどの法分野を扱うべきかを考えたときに、まず一つ労働が思い浮かんだからです。雇われる立場にいる労働者は使用者と比べて弱い立場にいるであろうし、世の中の多くの人が労働をしているので、労働事件を扱えば多くの人を助けられるだろうと思いました。

私の両親は普通の勤め人であり、まわりの友達も同じような環境の子どもであることが多く、私は、そんな環境で育ちました。また、私は大学時代に居酒屋でアルバイトをする

ことで働く人の立場を自分自身でも経験しました。

そんな環境で育った私は、労働問題は、強い立場にいる使用者が弱い立場にいる労働者に対して酷い扱いをしているから起こるものであり、弱い立場にいる労働者を助けてあげなければならぬと思うようになっていきました。

その後、労働事件の中には労働者側にも問題がある場合もあると知り、労使双方の言い分を聞き、客観的な状況把握に努め、妥当な解決を図れるような弁護士になりたいと思うようになりました。

今後、さまざまな事件を取り扱うと思います。どのような事件においても、バランス感覚を大事にしながら依頼者に寄り添い、最善の解決策を提示できるよう全力で業務に取り組みたいと思っています。

〜今はまっちゃん〜

私はここ数年将棋にはまっています。大学の卒業旅行で、将棋の強い友達と対戦してボコボコにされたの

が悔しくて、コンピュータ相手に練習しているうちにはまったのがきっかけです。

将棋ウォーズというアプリで、全国のどこかにいる見ず知らずの人たちと、できる限り毎日三局指しています。

将棋ウォーズでは主に互いの持ち時間3分で指しているのですが、たまには時間をかけてじっくり考える将棋もしたいと思っています。

* * *

私の趣味の話はさておき、これから始まる弁護士としての人生において、今感じている気持ちを忘れることなく業務に励んでいきたいと思っています。

経験が浅く、まだまだ未熟な私ではありますが、依頼者の皆さんから依頼して良かったと言ってもらえるよう日々研鑽を積んで参ります。

皆様、何卒ご指導ご鞭撻のほどよろしくお願い申し上げます。



新穂高温泉

弁護士 山口健一

北アルプスが目の前に広が

り、高原川の流域に広がるかけ流しの天然温泉、そして大きな露天風呂。春の雪どけ、夏の満天の星、秋の紅葉、冬の雪景色、どれも露天風呂には欠かせない。

新穂高ロープウェイを使うと、西穂山荘から西穂高岳、そして上高地へのルートもあり、夏の登山は爽快。かつてロープウェイを使った広大で急斜面のスキー場もあった(今は廃止)。

最近行ってないので、こんなことを書くと、心がはやる。この夏挑戦してみようかな。



山歩き

弁護士 齊藤真行

日曜日はジョギングを心がけていますが、春から秋にはそこに山歩きが加わります。特に暑い夏はたくさん汗をかいて爽快です。

生駒山から信貴山の中の峠道を登って、尾根伝いのハイキングコースを歩いて、別の峠道から降りる、というコースです。鳥の声を聞いたり、

八ヶ岳を臨みに

弁護士 山口昌之

私の親戚が山梨県北杜市に住んでおり、年に数回訪れて



季節の花や木を眺めてリフレッシュできます。

だいぶ歩いたので、シューズが故障して2〜3年前に修理してもらいました。まだまだ頑張ってもらいます。



今年も汗をかきます

いました。いつ行っても良い気候で、どの季節でも楽しみがあります。夏は、とても過ごしやすい気候で、避暑地としても最高です。

親戚の家からは、八ヶ岳がとてもきれいに見ることができま

す。角度を変えると富士山も見えます。コロナでしばらく行けていませんが、今年の夏は行けるかな…

エアコンのある場所

弁護士 東 尚吾

夏は、ぽん太にとっては過酷なシーズンです。毛に覆われ、しかも黒いため相当に熱を抱えこむのでしよう。昨夏は痙攣を起こしてヒヤッとすることもありました。今年は涼しく穏やかに過ごしたいものです。

涼しい場所はどこでしょう。今や日本全国どこも暑いですが、標高が高いところもいいですが、富士山頂は涼しいどころではありません。おまけに毎度高山病です。どこに行きたいかエアコンを浴びながら考えましたが、そのまま夏が終わりそうです。



リングサイドに行けたなら

弁護士 藤原智絵

6月7日夜半前、井上尚弥の高速右ストレートにノニト・ドネアの身体がぐわんと揺れる。まよかAmazonプライム配信で、繰り返しその一瞬が見られるようになるなんて。テレビの前にかじりついて、目を見開いていた日々からは夢のようです。

夏だからというわけではないですが、一度でいいから、生格闘技を見に行きたい。K

犬鳴山

弁護士 藤澤諒祐



1人人気全盛期、レミー・ボーンヤスキのフライイング・ニーに熱狂しながら思っていたことです。

といつても、ボクシング経験者の先輩弁護士によると、パンチもキックも速すぎて、肉眼では見えないとか。うーんそれなら…配信動画でいいや♪



尖の鳥という技があったらカッコいいだろうな

今年の夏は避暑地に行きたいです。

どこかいい場所がないかなあとネットサーフィンをしていたら、犬鳴山が出てきました。犬鳴山はパワースポットでもあり、また、知る人ぞ知る温泉地でもあるようです。いろいろ楽しめそうですね。

涼しい風を感じながらハイキングを楽しみ、運氣も上げ、帰りには温泉に寄って疲れを癒やして帰って来ようかなと思います。

キャンプ

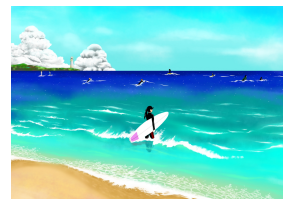
税理士 山口裕之

時間だけはいくらでもあった学生時代、大阪の南港からフェリーで沖繩本島まで2日、石垣島まで1日、合計3日かけて到着、夏はキャンプ場で過ごしていました。干潮になれば歩いて外礁まで出てシュノーケリング、ルアーを投げればいくらでも魚が釣れ、釣れた魚をアテにオリオンビールで乾杯。携帯もなく、今が何時かわからなくても特に不都合なし。



マリンスポーツ

事務局 北野佳名子



夏に行きたいところといえば、青い空、青い海の南の島で、マリンスポーツに出かけたい。

国内だと沖繩、海外だったら、グアムやハワイに行ったら、どこの海がいいでしょうか。

まだ旅行に行くのは難しいかもしれないので、今年の夏は、美味しいお料理を満喫して、過ごしたいと思います。

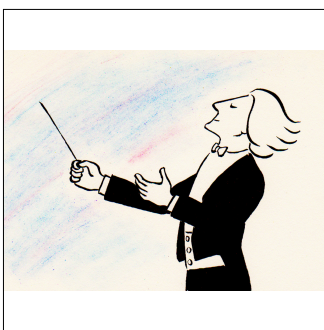
水やり

事務局 富田宏史

しばらく無観客ライブ配信を視聴しながら我慢してきましたが、少しずつ観客を入れてのライブ配信となり、先日、

ベルリンフィル「市民向けオープンデー」では多くの観客が参加するなかでのコンサートが8時間たっぷりでした(こういう素晴らしいオケのある街に住んでいる皆さんがうらやましい)。
やっぱり、ライブの音楽や舞台を心が求めているのだなと実感します。

昨春秋、まさか当選するはずがないと応募したウィーンフィルのリハーサルに当選してしまい、こっそりと独り東京に行くということもできましたが、この夏からは、ベルリンフィルの首席奏者が何人も来日してくれる予定で、その他のコンサートや舞台も含めて、チケットを手に入れたら、今からとても心待ちにしています。



カプリエル・シャネルの軌跡をたどる展覧会にて、「面白い写真を撮れるブースを用意しましたのでどうぞ。」と言われて...

屋久島

事務局 澤田智子

子どもがもう少し大きくなったら、家族で屋久島に行ってみたいです。もののけ姫の舞台にもなっ



浴衣を着て

事務局 八重垣有夏里

毎年夏は暑さにバテてしまいがちですが、今年は浴衣を着てどこかにお出かけしたいなと思います。

定番ですが、屋台で買った飲み物とたこ焼きや、焼きそば、チョコバナナを食べながら見る花火大会も素敵です



ている屋久島で、縄文杉を観に行くハイキングもしてみたいですが、一番は、永田いなか浜でウミガメの産卵をみたいです。神秘的な島の森の中で、これからの人生を生きしていくパワーをもらえそうな気がします。その日を楽しみに、日々の生活をがんばります。

美術館

事務局 岡山幸代

夏といえば、海へ旅行に行ったり、泳いだり、砂浜に埋もれたり、花火をしたりと夏の定番を楽しんでいます。ところが、大人になるにつ

し、見た目も涼しげな料理やスイーツを食べに行ったり、京都の川床にいつてみたり、いつもと違うお出かけをして過ごすのも良いなと思っています。

北海道ツーリング

事務局 宮嶋暁子

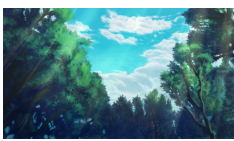
何年かに一度、夏休みを利用して北海道ツーリングに出かけていました。

夏の北海道は涼しく(場所によっては、近年30℃を超える日も多くなりましたが)、最北端の宗谷岬は夏でも寒いからです。

食べ物はおいしく、景色も素晴らしいので、心に残る風景がいくつもあります。

今はもう行けないヌプントムラウシ温泉や霧多布のキャンプ場での幻想的な朝、花咲

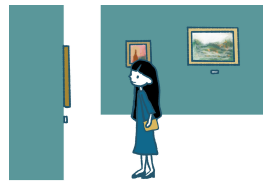
目的の千住博さんが奉納されたという、金剛峯寺の襖絵を見ることができましたが、まだ回れていない場所がたくさんあるので、今度は真夏に涼を求めて行きたいと思っています。



今年のゴールデンウィークに高野山へ行きました。その日は大阪でも肌寒い日で、少し厚手の上着を用意していたものの、高野山駅に着くと予報の気温よりも低く感じられ、立ち寄ったお店のストーブから離れられないほどでした。

世界遺産

事務局 奥井ゆかり



れ暑さが苦手になり、最近では美術館がお気に入りになっています。開放的で、シーンと静まり返った空間にいるだけで気分も爽快になれる最高の場所です。私は美術の知識は全くないし、絵を描くことも悲しくなるぐらい不得意ですが、そんな私でも楽しめる美術館へ今年も行きたいと思っています。

編集後記

初めて所内報の編集をしてから10年が経ち、2回目の編集となりました。今のわたしは、10年前に想像していたとおりではありませんが、悲しいことや幸せなことを通して、よりいっそう寛容になったと思います。歳を重ねる楽しさを感じています。今年も暑い夏になりそうですが、風鈴の音に涼を感じ、お元気に過ごしてくださいませ。(澤田智子)



漁港で食べた花咲蟹など、数えたらきりがありません。ただ、長らくバイクに乗っていないので、ひとまず近場にお出かけから、ですね。

わたしのおすすめ

今回のオススメは、虫です。



(撮影者 鈴木美香氏)



虫と聞けば、「ムシ」、いやだ! という声 が聞こえてきそうですが、最初、わたしも みなさんと同じでした。こどもが大きくなり、春はチョウチョウ、夏はセミ・クワガタ・カブトムシ取りをして、今まで知らなかった虫の世界に、すこし興味を持ち始めました。

みなさんは、チョウチョウの種類、何種類ご存知ですか。わたしは、モンシロチョウ・アゲハチョウの2種類しか知りませんでした。チョウチョウとりをするようになって、

ウマノスズクサ



ベニシジミ・クロアゲハ・キイロモンシロなどを覚えて、

去年は、友人の薦めで、ジャコウアゲハを幼虫から飼育し

ました。ジャコウアゲハの食草は、ウマノスズクサです。ウマノスズクサは、ハートの様な形の葉っぱで、少し独特な匂いがあります。主に河川敷に生える草で、他の草のようにどこにでも生えているわけではありません。そのうえ、全国的に人の手による草刈りで、さらに減少し、それを食草とするジャコウアゲハも減少していて、絶滅危惧種に指定している都道府県もあります。

今まで、虫の立場から物事を考えたことはありませんでしたが、わたしたちにとっては雑草でも、虫には大切な主食であることを忘れて、共に共存して生活できる環境であってほしいと思います。今年こそは、ジャコウアゲハが羽化する瞬間をみたいです。幼虫がモゾモゾ動く姿は、かわいいですよ。

(澤田智子)



- 京阪電鉄中之島「なにわ橋」駅3番出口を出てなにわ橋(ライオン橋)を北側に徒歩5分
- 地下鉄堺筋線・京阪電鉄「北浜」駅26番出口を出て北側に徒歩5分

〒530-0047 大阪市北区西天満1丁目7番20号 JIN・ORIXビル6階

事務所は駅から徒歩5分、阪神高速環状線「北浜出口」を降りてすぐです。

法律部門 TEL 06-6361-3234
 税務部門 TEL 06-6361-3224
 法律・税務共通 FAX 06-6361-0096

業務時間のご案内

月～金曜日 9:00～18:00
 弁護士の子定により、18時以降の業務もあります。
 休 日＝土・日・祝祭日

※ご相談にお見えになる方は、前もってお電話で予約いただければ幸いです。業務時間外と休日は、Eメールもご利用ください。

夏季休業 8月12日(金)～15日(月)

ホームページ <https://yamaguchi-law.jp/>
 E-mail office @ yamaguchi-law.jp